

別冊

令和7年4月

事業所税

非課税・課税標準の特例・減免・対象施設一覧

目次

1 非課税対象施設（人的非課税）一覧表	1～3頁
2 非課税対象施設（用途別非課税）一覧表	4～7頁
消防用設備・防災施設等	
表1 特定防火対象物一覧表	8頁
表2 消防用設備等及び 防災施設等に係る非課税施設一覧表	9～10頁
3 課税標準の特例対象施設（人的特例）一覧表	11頁
4 課税標準の特例対象施設（用途別特例）一覧表	12～16頁
5 減免対象施設一覧表	17～19頁

お問合せ先
鹿児島市総務局税務部市民税課諸税係(事業所税担当者)
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL (直通) 099-216-1172

1 非課税対象施設（人的非課税）一覧表

[地方税法 701 の 34]

人的非課税

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条項		
					法律	政令	省令
国等	国及び非課税独立行政法人等	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	○	○	①		

【法人税法別表第1 公共法人の表】

沖縄振興開発金融公庫 株式会社国際協力銀行 株式会社日本政策金融公庫 港務局 国立健康危機管理研究機構 国立大学法人 社会保険診療報酬支払基金 水害予防組合 水害予防組合連合 大学共同利用機関法人 地方公共団体 地方公共団体金融機構 地方公共団体情報システム機構 地方住宅供給公社 地方税共同機構	地方道路公社 地方独立行政法人 独立行政法人 (その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。) 土地開発公社 土地改良区 土地改良区連合 土地区画整理組合 日本下水道事業団 日本司法支援センター 日本中央競馬会	日本年金機構 日本放送協会 福島国際研究教育機構
--	---	--------------------------------

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条項		
					法律	政令	省令
公益	公益法人等	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	②		

【法人税法別表第2 公益法人等の表】

委託者保護基金 一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） 一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） 医療法人（医療法第42条の2第1項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。） 外国人技能実習機構 貸金業協会 学校法人 (私立学校法第64条第4項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。) 企業年金基金 企業年金連合会 危険物保安技術協会 行政書士会 漁業共済組合 漁業共済組合連合会 漁業信用基金協会 漁船保険組合 勤労者財産形成基金 軽自動車検査協会 健康保険組合 健康保険組合連合会 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力発電環境整備機構	高圧ガス保安協会 広域の運営推進機関 広域臨海環境整備センター 公益財団法人 公益社団法人 更生保護法人 小型船舶検査機構 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合連合会 国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会 国民年金基金 国民年金基金連合会 市街地再開発組合 自動車安全運転センター 司法書士会 社会福祉法人 社会保険労務士会 宗教法人 住宅街区整備組合 酒造組合 酒造組合中央会 酒造組合連合会 酒販組合 酒販組合中央会 酒販組合連合会 商工会 商工会議所 商工会連合会	商工組合 (組合員に出資をさせないものに限る。) 商工組合連合会 (会員に出資をさせないものに限る。) 使用済燃料再処理機構 商品先物取引協会 消防団員等公務災害補償等共済基金 職員団体等 (法人であるものに限る。) 職業訓練法人 信用保証協会 生活衛生同業組合 (組合員に出資をさせないものに限る。) 生活衛生同業組合連合会 (会員に出資をさせないものに限る。) 税理士会 石炭鉱業年金基金 船員災害防止協会 全国健康保険協会 全国市町村職員共済組合連合会 全国社会保険労務士会連合会 損害保険料率算出団体 地方競馬全国協会 地方公務員共済組合
---	--	--

地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補償基金 中央職業能力開発協会 中央労働災害防止協会 中小企業団体中央会 投資者保護基金 独立行政法人 (法人税法別表第1に掲げる もの以外のもので、国又は 地方公共団体以外の者に対 し、利益又は剰余金の分配そ の他これに類する金銭の分 配を行わないものとして財 務大臣が指定をしたものに 限る。) 土地改良事業団体連合会 土地家屋調査士会 都道府県職業能力開発協会 日本行政書士会連合会 日本勤労者住宅協会 日本公認会計士協会 日本司法書士会連合会 日本商工会議所	日本消防検定協会 日本私立学校振興・共済事業団 日本税理士会連合会 日本赤十字社 日本電気計器検定所 日本土地家屋調査士会連合会 日本弁護士連合会 日本弁理士会 日本水先人会連合会 認可金融商品取引業協会 農業共済組合 農業共済組合連合会 農業協同組合連合会 (医療法第31条(公的医療機関の定 義)に規定する公的医療機関に該当す る病院又は診療所を設置するもので 政令で定める要件を満たすものとし て財務大臣が指定をしたものに限 る。) 農業信用基金協会 農水産業協同組合貯金保険機構 負債整理組合 弁護士会	保険契約者保護機構 水先人会 輸出組合 (組合員に出資をさせないも のに限る。) 輸入組合 (組合員に出資をさせないも のに限る。) 預金保険機構 労働組合 (法人であるものに限る。) 労働災害防止協会 労働者協同組合 (労働者協同組合法第94条の 3第2号(認定の基準)に規定 する特定労働者協同組合に限 る。)
---	---	---

2 非課税対象施設（用途別非課税）一覧表

【注】法律：地方税法、政令：地方税法施行令

省令：地方税法施行規則の略

【注】701 の 34③(26)は、地方税法第 701 の 34 第 3 項
第 26 号の略

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
共通	1	勤労者の福利厚生施設	<p>事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設で特定のもの</p> <p>一般的には、保養所、体育館、娯楽室、休憩室、売店、食堂、診療室等が非課税になります。</p> <p>なお、就業規則等で制服、ユニフォーム等の着用が義務付けられている事業所等の更衣室、夜勤交代者のための仮眠室等は業務に係る施設として福利厚生施設には該当しません。</p> <p>また、研修室、会議室、トイレは事業用のものとされ、福利厚生施設には該当しません。</p> <p>なお、いざれの福利厚生施設も、壁で区画された空間のみが非課税床面積となり、業務と兼用で使用されているような場合も非課税には該当しません。</p>	○	○	701 の 34③(26)	56 の 41	24 の 7
消防	2	消防用設備・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等 (P 8 【表1】、P 9～10 【表2】参照)	○	—	701 の 34④	56 の 43	24 の 9
駐車場等	3	路外駐車場	<p>駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される路外駐車場</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場法第 2 条第 2 項に規定する駐車場 (特定路外駐車場) で都市計画において定められたもの ・特定路外駐車場で駐車場法第 12 条による届出駐車場 (上記を除く) ・不特定多数の人が利用する施設 (注 1) から一定の距離 (おおむね 200m) の範囲内にあり、有料、無料にかかわらず、一般の利用制限をせずに不特定多数の人の利用に供されるもの <p>注 1 (駅等の交通施設、図書館、博物館等の文化施設、市役所等の公的施設、商店街、大型店舗にあっては他の大型店舗、病院、学校その他公益上必要な施設)</p> <p>※駐車場のうち非課税対象となるのは時間貸しの部分のみで、月極貸しの部分は非課税に該当しません。</p>	○	○	701 の 34③(27)	56 の 42	24 の 8
	4	自転車駐輪場	原動機付自転車又は自転車の駐車場で都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	701 の 34③(28)		
港湾	5	港湾運送事業者の労働者詰所	港湾運送事業法第 9 条第 1 項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設 (港湾運送事業法第 2 条第 1 項に規定する業務に從事する労働者詰所又は現場事務所) に係る従業者給与総額	—	○	701 の 34⑤	56 の 46	24 の 10
中小企業関連	6	中小企業の集積の活性化等の事業の用に供する施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で一定の事業を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号の貸付を受けて設置する施設で特定のもの	○	○	701 の 34③(18)	56 の 34	24 の 5 の 2

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
中小企業関連・市場	7	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付を受けて設置し、本来の事業の用に供する施設	中小企業者が総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資する事業又は同条第3項第5号イに規定する地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業を行うため、市町村からの資金の貸付を受けて設置した、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34③(19)	56の35	24の5の3 24の5の4
	8	卸売市場等	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する一定の施設 (株日本政策金融公庫法別表第1第9号に規定する付設集団売場及び卸売若しくは仲卸しの業務に必要な一定の施設、卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所(一時的に指定されたものは除きます。)において生鮮食料品等を保管する施設)	○	○	701の34③(14)	56の29	24の5
交通事業関連	9	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設 ※鉄道事業者等の「事務所」とは、事業に関連して庶務会計等現業に属さない総合的事務を行っている事務所のことであり、駅内で駅としての業務を取扱う事務所に係る部分は、その本来の事業の用に供する施設として非課税施設となります。	○	○	701の34③(20)	56の36	
	10	自動車運送事業用施設	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送及び同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもので、本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ※「事務所」とは、事業に関連して庶務会計等現業に属さない総合的事務を行っている事務所のことであり、単なる取り次ぎ等を行っている営業所等の事務所については、その本来の事業の用に供する施設として非課税となります。	○	○	701の34③(21)	56の37	
	11	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナル施設のうち事務所以外の施設	○	○	701の34③(22)	56の38	
	12	国際路線航空事業用施設	航空法第100条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で特定のもの	○	○	701の34③(23)	56の39	24の6
	13	高速道路株式会社に規定する事業用施設	東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)が高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	701の34③(29)	56の42の2	
廃棄物関連	14	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34③(8)		

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
	15	農林水産業生産施設	<p>農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物育成管理用施設（農業用温室、ビニールハウス） ・畜舎、蚕室 ・家畜飼養管理用施設 ・農舎 ・農産物乾燥施設 ・農業生産資材貯蔵施設 ・たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設 	○	○	701の34③(11)	56の27	24の3
農業等関連	16	農業協同組合等の共同利用施設	<p>農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの ・国の補助若しくは交付金の交付又は(株)日本政策金融公庫の資金、沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付を受け設置した施設で、保管、加工又は流通の用に供するもの ・農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設 <p>※組合が事業として行っている、ガソリンスタンド、プロパンガス供給、物品販売等の施設は、組合員である農林水産業者の共同利用に供するものではないので、非課税施設には該当しません。</p>	○	○	701の34③(12)	56の28	24の4
公共事業	17	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○	701の34③(7)		
	18	電気事業用施設	<p>電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物 ・上記施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設 <p>※発電所、変電所等の事務部門、見学用施設は非課税に該当しません。</p>	○	○	701の34③(16)	56の32	
公共的事業	19	ガス事業用施設	<p>ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物 ・上記施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設 <p>※一般ガス事業者が非課税対象とならない大口ガス事業を一部で行っている場合、当該大口ガス事業の用に供する部分を除外して計算します。</p>	○	○	701の34③(17)	56の33	

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
公共的事業	20	電気通信事業用施設 (携帯電話・自動車電話を除く)	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業(携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第3号に規定する電話通信役務を提供する事業を除く。)を営む者で政令で定める者が当該電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外のもの	○	○	701の34③(24)	56の40	
特定事業	21	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で特定のもの(物価統制令第4条の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場に限る。)	○	○	701の34③(4)	56の25	
	22	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	701の34③(5)		
	23	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	701の34③(6)		
	24	一般信書便事業者	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する特定の施設	○	○	701の34③(25)	56の40の2	24の6の3
	25	日本郵便株式会社法に規定する事業の用に供する施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34③(25の2)	56の40の3	24の6の4
教育	26	教育文化施設	・博物館法第2条第1項に規定する博物館 ・図書館法第2条第1項に規定する図書館 ・学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園(28番の認定こども園に該当するものを除く。)	○	○	701の34③(3)	56の24	
医療	27	病院・診療所等	・医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 ・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院で医療法人が開設するもの ・一定の医療関係者の養成所(看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師)	○	○	701の34③(9)	56の26	
福祉	28	社会福祉事業施設等	・生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で特定のもの ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で特定のもの ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で特定のもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 ・社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの ・介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ・児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	701の34③(10)～(10の9)	56の26の2～5	

消防用設備・防災施設等

非課税の対象となる施設は百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設で、地方税法施行令第56条の43第2項及び第3項に定めるものをいいます。

つまり、非課税となるのは特定防火対象物（表1に掲げるもの）に設置される消防用設備及び防火施設等（表2に掲げるもの）に限定されます。このため、一般事務所用家屋に消防用設備及び防火施設等が設置されていても、非課税にはなりません。

非課税対象及び非課税割合につきましては、【表2】をご覧ください。

【表1】特定防火対象物一覧表（消防法施行令別表第1による）

1	(1) 劇場・映画館・演芸場又は観覧場 (2) 公会堂又は集会場
2	(1) キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの (2) 遊技場又はダンスホール (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1(1)、4、5、7に掲げる防火対象物を除く）その他これに類するものとして総務省令に定めるもの (4) カラオケボックス、その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
3	(1) 待合・料理店その他これらに類するもの (2) 飲食店
4	百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館・ホテル又は宿泊所
6	(1) 病院・診療所又は助産所 (2) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等 (3) 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等 (4) 幼稚園・特別支援学校
7	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	地下街
10	地下街に準ずるもの

【表2】 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

区分 対象法令	非課税となる 床面積	対象設備等（現に建築物の床面積を専有している施設及び設備）	非課税 割合	
消防用 設備 等	消防法 第17条 第1項	1 右記の設備に係る水槽の設置部分	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消火ポンプ設備・消防用防火水槽（一般給水用と併用の場合も全部非課税）	全 部
		2 右記の設備のポンプ室	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備（一般用ポンプと併設の場合は設備規模により按分）	
		3 右記の設備の非常用電源室又は予備電源室	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火器・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター（一般用照明等の電源設備が併設されている場合には、設備規模により按分）	
		4 右の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフト部分	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火器・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	
		5 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器の設置部分		
		6 右記の設備に係る消火薬剤の貯蔵庫又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等	泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	
		7 動力消防ポンプ設備の格納庫		
		8 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱及び連結送水管の放水用器具の格納箱の設置部分		
		9 消火器及び簡易消火用具の設置部分	消火器・水バケツ・水槽・乾燥砂・膨張ひる石・膨張真珠岩（設置箇所に標識が設けられ、常置されている場合に限り非課税となる）	
		10 避難器具の設置部分	すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋など	
		11 排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分	（暖房用等の排煙を併せ行うダクトスペースも非課税となる） (排煙機と一般業務用の機器とが併設されている機械室は、設備の規模により按分)	

区分 対象法令	非課税となる 床面積	対象設備等（現に建築物の床面積を専有している施設及び設備）	非課税 割合	
防災施設等	建築基準法第35条	1 2 階段・廊下	(1) 特別避難階段の階段室及びその附室 (2) 避難階段の階段室 (3) 直通階段（上記(1)(2)を除く）で避難階以外の階から避難階又は地上に通じる直通階段又は傾斜路 (4) 防火区画されている(1)(2)(3)以外の階段室 (5) 廊下（建築基準法施行令119条の基準によるもの）	全部 1/2
		1 3 非常用進入口等	(1) 非常用入口（家屋床面積となるバルコニーを含む） (2) 避難階における屋外への出入口	全部 1/2
		1 4 非常用エレベーター・吹抜部分	(1) 非常用エレベーター（高さが31mを超える建物に設置義務）の昇降路で乗降ロビー（防火区画されているもの）及び予備電源を含む 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、準耐火構造の床、壁等で防火区画された以下のもの（1 2、 1 3に掲げる部分を除く） (2) (1)以外のエレベーター・エスカレーターの昇降路 (3) 吹抜けとなっている部分、階段の部分、ダクトスペースの部分	全部 1/2
		1 5 中央管理室等	(1) 中央管理室（高さが31mを超える建物又は1千m ² を超える地下街に設置される建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する設備を設けた施設（5の部分を除く））	1/2
	鹿児島市火災予防条例	1 6 避難通路	(1) 鹿児島市火災予防条例の規定に基づき、下記施設に設置された避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲内の避難通路 ○劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂、又は集会場の客席 ○キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの及び飲食店の階のうち当該階における客室の床面積が150m ² 以上の階の客席 ○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の床面積が150m ² 以上の階の売場等 (2) 鹿児島市火災予防条例の規定に基づき、上記(1)の施設に設置された避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲外の避難通路	全部 1/2
		1 7 喫煙所	鹿児島市火災予防条例の規定に基づき設置された、下記施設の喫煙所 ○劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂、又は集会場の客席 ○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	1/2

※ 天井、壁等に取り付けられている設備等は、床面積を占有するものではないので、原則として非課税となりませんが、消防署長等の命令により、設備の操作面積の確保及び範囲が明確にされ、かつ、有効に確保されている場合は、当該操作面積の2分の1が非課税となります。

3 課税標準の特例対象施設（人的特例）一覧表

[地方税法 701 の 41]

人的課税標準の特例

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条項		
					法律	政令	省令
協同組合	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	① (1)		

【法人税法別表第3 協同組合等の表】

生活衛生同業組合 (組合員に出資をさせるものに限る。)	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 消費生活協同組合 消費生活協同組合連合会 信用金庫 信用金庫連合会 森林組合 森林組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会 生産森林組合 (当該組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	農業協同組合連合会 (法人税法別表第2の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。) 農事組合法人 (農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。) 農林中央金庫 輸出組合 (組合員に出資をさせるものに限る。) 輸出水産業組合 輸入組合 (組合員に出資をさせるものに限る。) 労働金庫 労働金庫連合会 労働者協同組合連合会
--------------------------------	--	--

4 課税標準の特例対象施設（用途別特例）一覧表

【注】法律：地方税法、政令：地方税法施行令

省令：地方税法施行規則の略

【注】701 の 41①(10)は地方税法第 701 の 41 第 1 項
第 10 号の略

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
ホテル	1	ホテル・旅館等施設（港湾宿泊施設を除く）	旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で以下のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業の用に供されるものを除く） 客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローケー、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室	1/2	—	701 の 41 ①(9)	56 の 60	24 の 19
倉庫・流通業務施設	2	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（3 番及び 5 番を除く）	3/4	—	701 の 41 ①(14)		
	3	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701 の 41 ①(18)		
	4	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される同法第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号に掲げる施設で以下のもの ・トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 ・倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場 ・上屋又は荷さばき場 ・道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ・上記施設に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫	1/2	1/2	701 の 41 ①(17)	56 の 65	
港湾	5	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち同項第 6 号又は第 8 号に掲げる施設で、上屋及び倉庫業者のその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701 の 41 ①(11)	56 の 62	
	6	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（5 番を除く）	1/2	—	701 の 41 ①(13)		
施設	7	港湾施設のうち一定のもの	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち以下の施設 ・航行補助施設のうち港務通信施設 ・旅客施設：旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所（宿泊所にあっては、客室、食堂、広間、その他総務省令で定める施設） ・船舶役務用施設：船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(10)	56 の 61	24 の 19

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
港湾施設	8	外国貿易用コンテナ貨物荷さばき用施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設（5番を除く）	1/2	—	701 の 41 ①(12)		
交通	9	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設でタクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうちハイヤー業及び事務所以外の以下の施設 ・営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等	1/2	1/2	701 の 41 ①(15)	56 の 63	
	10	公共飛行場の設置施設	公共の飛行場に設置される施設（地方税法第701条の34第3項第23号に掲げるものを除く。）で、格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等	1/2	1/2	701 の 41 ①(16)	56 の 64 24 の 20 24 の 6	
特定業種	11	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法第2条第1項に規定する酒類をいう。）の製造業者が直接これらの中の製造の用に供する施設で原料倉庫、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	701 の 41 ①(7)	56 の 56	
	12	木材市場・木材保管施設	木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの又は製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業で一定の要件を満たす者、若しくは木材販売業者がその事業の用に供する保管施設	3/4	—	701 の 41 ①(8)	56 の 57 24 の 14	
	13	生鮮食料品価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として、国若しくは地方公共団体の補助又は（株）日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	701 の 41 ①(6)	56 の 54 24 の 12	
	14	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	—	701 の 41 ①(5)		
	15	特定信書便施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達の用に供する施設その他信書便物の送達の用に供する施設で、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(19)	56 の 66 24 の 21	
学校	16	専修学校等施設	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(2)		

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
公害関連・産業廃棄物施設	17	公害防止・資源有効活用施設	<p>事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための以下の施設(18番に掲げるものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で特定のもの ・大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で特定のもの ・大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で特定のもの ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設 ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの <p>※概ね8割以上が上記施設の用に供している事業所用家屋が特例対象施設となりますので、工場内的一部に設置されている公害防止施設は原則特例対象にはなりません。</p>	3/4	—	701の41 ①(3)	56の53	24の11
	18	産業廃棄物処理・その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集・運搬又は処分の事業（事務所以外の施設）その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で以下の事業の用に供する施設で一定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業（事務所以外の施設） ・浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業（事務所以外の施設） ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業（事務所以外の施設） 			701の41 ①(4)	56の53 の2	

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
心身障害者雇用施設	19	心身障害者多数雇用事業所等	<p>心身障害者を多数雇用するものとして障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて設置又は整備された事業所等で以下の要件を満たしている事業所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数が十以上であること。 ・常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合が二分の一以上であること。 <p>上記については事業所ごとに判定します。</p>	1/2	—	701の41 ②	56の68	24の22

課税標準の特例の重複適用

課税標準の特例規定のうち、2つ以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

[令 56 の 71]

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の41第1項
2	地方税法第701条の41第2項（1により控除すべき面積を控除した後の面積が課税標準の特例対象床面積となります）

【注】地方税法701条の41第1項各号の重複適用は行いません。

期限付措置法による課税標準の特例

- 法付則第33条第5項により次の施設は、課税標準の特例になります。

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文		
				資産割	従業者割	法律	政令	省令
農産物加工施設	20	特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の事業用施設	<p>特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者（同条第2項第1号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）が同法第3条第1項の承認に係る計画（同法第4条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業又は同法第5条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者（同条第2項第2号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）が同法第5条第1項の承認に係る計画（同条第5項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って実施する同法第5条第1項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する一定の施設</p> <p>法人：令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで 個人：令和7年分まで</p>	1/4	—	本附則第33条⑤		

【注】鹿児島市で適用される可能性のあるものを掲載しております。

5 減免対象施設一覧表

【注】減免規：鹿児島市税減免の基準に関する規則の略

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文・証明書類等	
				資産割	従業者割	減免規	証明書類等
交通関係	1	タクシー事業用施設	市の区域内に有するタクシー台数が250台以下のタクシー事業者が、本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	全部	全部	4条(3)イ	免許を受けた事を証明する書類等
	2	指定自動車教習所	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	4条(2)ウ	公安委員会の指定を受けた証書等
	3	修学旅行用バス施設	一般乗合旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設	※一定割合		4条(2)エ	許可を受けた事を証する書類等
港湾倉庫関係	4	倉庫及び上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の上屋で、鹿児島市内の施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000m ² 未満のもの	全部	全部	4条(3)キ	倉庫業の許可又は港湾事業の免許を受けた事を証する書類等
	5	コンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設	港湾法に規定する臨港地区として定められるべき地区において外国貿易の外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	4条(4)エ	業務内容を確認出来る書類等
食品関係	6	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち、卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	4条(3)ア	販売免許の証明書類等
	7	つけものの製造用施設	野菜又は果実(梅)のつけものの製造業者が直接製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業施設以外の施設	3/4	—	4条(4)カ	業務内容を確認出来る書類等
	8	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料、炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000m ² 以下の場合に限る)	1/2	—	4条(3)カ	業務内容を確認出来る書類等
中小	9	中小企業近代化資金等助成施設	中小企業事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法による貸付を受けて設置された施設で、他の事業者との連携若しくは共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業用施設に該当するもの	全部	全部	4条(3)ウ	資金の貸付を証する書類等

※一定割合 = (当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計) ÷ (当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計) × 1/2

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文・証明書類等	
				資産割	従業者割	減免規	証明書類等
農業等	10	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びに同組合連合会が農林水産事業者の共同利用に供する施設(購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設等は除く)	全部	全部	4条(3)オ	業務内容を確認出来る書類等
	11	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	4条(3)エ	登記簿謄本の写し等
学術文化関係	12	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2	4条(2)ア	当該売上金額を判定しうる帳簿等
	13	劇場等	地方税法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設で次に掲げるもの (ア) その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (イ) 上段以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの(おおむね同程度以上)の舞台、楽屋裏及び楽屋の部分	1/2	—	4条(2)イ	業務内容を確認出来る書類等
その他	14	蘭製品製造業の保管施設	蘭製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(蘭製品と併せ製造するポリプロピレン製造蓮に係るものを含む)	1/2	—	4条(4)キ	業務内容を確認出来る書類等
	15	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—	4条(4)ウ	当該面積が判定できる図面等
	16	古紙回収事業の用に供する施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—	4条(4)イ	業務内容を確認出来る書類等

区分	番号	対象	要件等	適用		関係条文・証明書類等	
				資産割	従業者割	減免規	証明書類等
その他の事業関係	17	機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業に限る）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業に該当する者が、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあっては、製造の準備を含む）の用に供する施設	1/2	—	4条(4)オ	業務内容を確認出来る書類等
	18	ビルメンテナンス業用施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者	—	全部	4条(4)ア(ア)	該当従業者の支払給与総額明細
	19	列車内の食堂・売店施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う従業者のうち、当該事業に従事する者	—	1/2	4条(4)ア(イ)	該当従業者の支払給与総額明細
	20	粘土かわら製造業用施設	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	1/2	—	4条(4)ク	業務内容を確認出来る書類等